

堺市マスタープラン推進等懇話会開催要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

1 目 的

本市のまちづくりの基本的な方向性を示す堺市マスタープラン及び堺市版まち・ひと・しごと創生総合戦略案について、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市マスタープラン推進等懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市マスタープランの推進に関する事項
- (2) 堺市マスタープランの見直しに関する事項
- (3) 堺市版まち・ひと・しごと創生総合戦略案に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する 10 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、企画部において行う。